

■短期入所生活介護サービス利用料(1日)

令和3年4月1日以降

区分	項目	単位数	1日の金額(円)			1月(30日)の金額(円)			摘要	
			1割	2割	3割	1割	2割	3割		
①基本	要介護1	596	596	1,192	1,788	17,880	35,760	53,640	個室・多床室とも同額	
	要介護2	665	665	1,330	1,995	19,950	39,900	59,850		
	要介護3	737	737	1,474	2,211	22,110	44,220	66,330		
	要介護4	806	806	1,612	2,418	24,180	48,360	72,540		
	要介護5	874	874	1,748	2,622	26,220	52,440	78,660		
②加算	サービス提供体制加算Ⅱ	18	18	36	54	540	1,080	1,620		
	看護体制加算	I	4	4	8	12	120	240	360	
		II	8	8	16	24	240	480	720	
	夜勤職員配置加算Ⅲ	15	15	30	45	450	900	1,350		
③対象者のみの加算	若年性認知症受入加算	120	120	240	360	3,600	7,200	10,800		
	送迎を行う場合	184	552	1,104	1,656				片道ごとに算定	
	緊急短期入所受入加算	90	270	540	810	3,780	7,560	11,340	14日限度	
	長期利用減算	-30	-90	-180	-270	-2,700	-5,400	-8,100	30日を超えて連続利用の場合	
	療養食加算	8	24	48	72	2,160	4,320	6,480	1食ごとに算定	
④加算	介護職員処遇改善加算Ⅰ	上記①～③で算定した単位数の合計 × 8.3%								
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	上記①～③で算定した単位数の合計 × 2.7%								
⑤	新型コロナウイルス感染症への対応ぶん	各サービス費・加算の単位数に0.1%上乘せ加算								

■介護予防短期入所生活介護サービス利用料(1日)

区分	項目	単位数	1日の金額(円)			1月(30日)の金額(円)			摘要
			1割	2割	3割	1割	2割	3割	
①基本	要支援1	474	474	948	1,422	14,220	28,440	42,660	個室・多床室とも同額
	要支援2	589	589	1,178	1,767	17,670	35,340	53,010	
②加算	サービス提供体制加算Ⅱ	18	18	36	54	540	1,080	1,620	
③対象者のみの加算	若年性認知症受入加算	120	120	240	360	3,600	7,200	10,800	
	送迎を行う場合	184	552	1,104	1,656				片道ごとに算定
	療養食加算	8	24	48	72	2,160	4,320	6,480	1食ごとに算定
④加算	介護職員処遇改善加算Ⅰ	上記①～③で算定した単位数の合計 × 8.3%							
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	上記①～③で算定した単位数の合計 × 2.7%							
⑤	新型コロナウイルス感染症への対応ぶん	各サービス費・加算の単位数に0.1%上乘せ加算							

■その他の自己負担

区分	項目	1日の金額(円)	1月(30日)の金額(円)	摘要	
⑤居住費	個室	第4段階	1,171	35,130	居住費・食費は認定された所得段階に応じて異なります(別表②参照)
		第3段階-2	(未定)	(未定)	
		第3段階-1	820	24,600	
		第2段階	420	12,600	
		第1段階	320	9,600	
	多床室	第4段階	855	25,650	
		第3段階-2	(未定)	(未定)	
		第3段階-1	370	11,100	
		第2段階	370	11,100	
		第1段階	0	0	
⑥食費	第4段階	1,590	47,700		
	第3段階-2	(未定)	(未定)		
	第3段階-1	650	19,500		
	第2段階	390	11,700		
	第1段階	300	9,000		
⑦その他	冷蔵庫電気代		500	家電は持ち込み / 月額	
	テレビ電気代		300		
	電気毛布電気代		300		
	散髪代	1,500			1回あたり

■各種加算・料金の説明

※1単位=10円

令和3年4月1日以降

区分	項目	単位数	サービス費・加算の概要	
加算	サービス提供体制加算Ⅱ	18 / 日	職員のうち介護福祉士資格者が常勤換算で一定数以上いる場合に加算します。	
	看護体制加算	I	4 / 日	常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算します(入所定員51名以上)。
		Ⅱ	8 / 日	常勤換算法で看護職員が一定数以上、かつ基準を1名以上上回って配置されている場合に加算します。
	夜勤職員配置加算Ⅲ	15 / 日	夜勤帯の介護・看護職員が基準を1名以上上回っており、最低1名は喀痰吸引等が可能な職員を配置している場合に加算します。	
対象者のみの加算	若年性認知症受入加算	120 / 日	若年性認知症と診断された方に対してサービス提供を行った場合に加算します。	
	送迎を行う場合	184 / 回	サービス利用にあたり自宅～施設間の送迎を行った場合に、片道ごとに加算します。	
	緊急短期入所受入加算	90 / 日	居宅サービス計画に位置づけられていない短期入所を急遽利用した場合、7日(または14日)を限度に加算します。	
	長期利用減算	-30 / 回	連続30日を超えて利用した場合、31日目は全額自費となり、その後1日30円を減算します。	
	療養食加算	6 / 回	医師の食事せんに基づき療養食(心臓病食・糖尿病食・低残渣食など)を提供した場合に加算します(1食6単位/1日3回を限度)	
加算	介護職員処遇改善加算Ⅰ	各加算を含むサービス費合計(月額)に8.3%を乗じた額を加算します。そのため、月額の利用日数や加算状況に応じ金額が変動します。		
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	各加算を含むサービス費合計(月額)に2.7%を乗じた額を加算します。そのため、月額の利用日数や加算状況に応じ金額が変動します。		
新型コロナウイルス感染症への対応ぶん		各サービス費・加算の単位数に0.1%を乗じた額を加算します。令和3年9月までの時限措置となっています。		

■所得段階別の金額(1日あたり)と認定基準

認定区分	居住費(個室)	居住費(多床室)	食費	摘要
第1段階	320	0	300	生活保護受給の方、世帯全員が市町村民税非課税である高齢福祉年金受給者である方
第2段階	420	370	390	世帯全員が市町村民税非課税であって、本人の年金等収入が80万円以下の方
第3-1段階	820	370	650	世帯全員が市町村民税非課税であって、本人の年金収入等が80万円超～120万円以下(年間)の方
第3-2段階	未定	未定	未定	世帯全員が市町村民税非課税であって、本人の年金収入等が120万円超の方
第4段階	1,171	855	1,590	世帯に課税者がいる方、市町村民全課税者本人である方

※利用者負担段階については令和3年8月からの適用予定